

令和元年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 鎌倉地域一東地区 >

日 時	令和元年 7 月29日（月） 午前10時～正午
場 所	市役所 講堂
出 席 者	自治・町内会代表 17団体：18名 鎌倉市 7 名
内 容	
第 1 部	市長からの説明..... P. 1 「鎌倉の目指すまち～SDGs の実現に向けた取り組み、 共生社会の実現に向けた取り組み」
第 2 部	地域の懸案事項に関する報告..... P. 19 ①新たな交通手段の検討について
第 3 部	本年度の地域の議題に関する懇談 P. 23 ① 河川上部占用の許可状況と河川上部使用制限の必要性について ② 「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」 における一団の土地の解釈について ③ 防災倉庫の設置場所としての市の管理施設の利用について ④ 防災用電源BOXの設置要望について
付 録	当日配布資料..... P. 43

出席者名簿 （敬称略）

【自治会・町内会等】

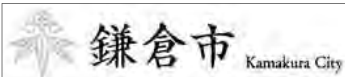
	団 体 名	氏 名	備 考
1	十二所町内会	角田 正敬	会長（司会）
2	浄明寺町内会	荒井 正	会長
3	鎌倉ハイランド自治会	阿部 栄子	会長
4	二階堂親和会	大久保 義隆	会長
5	西御門自治会	福井 敏一	会長
6	大蔵自治会	福原 紘一	会長
7	八幡宮前自治会	西山 弘	会長
8	雪ノ下岩谷堂町内会	梶田 俊夫	会長
9	横町町内会	小田切 知彦	会長
10	巨福呂坂町内会	金子 良夫	会長
11	山王台自治会	岩田 薫	会長
12	扇ガ谷下町自治会	平井 修	会長
13	御成町末広自治会	奴田 不二夫 米里 文明	会長
14	小町三丁目フクロウ小路自治会	田村 俊彦	会長
15	泉が谷町内会	加藤 佐紀子	会長
16	扇ガ谷上町自治会	河内 隆一	会長
17	小町上町明光自治会	高橋 正美	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	共創計画部長	比留間 彰	
3	防災安全部長	長崎 聡之	
4	こどもみらい部長	平井 あかね	
5	都市景観部長	服部 計利	
6	都市整備部次長	関 淳一	
7	市民生活部次長	曾根 健治	

第 1 部 市長からの説明

【全地域共通】



令和元年度ふれあい地域懇談会 第 1 部市長からの報告



鎌倉市長 松尾 崇

市民の皆様の生活を豊かにし、
幸せに暮らし続けることができる
まちをつくるために

鎌倉のまちづくりは「SDGs」と「共生社会」の視点
で進めています。

An aerial photograph of Kanagawa City, showing the coastline and surrounding areas. The text "SDGsの実現に向けた取り組み" is overlaid on the image.

SDGsの実現に向けた取り組み

SDGs (Sustainable Development Goals) = 持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



3

SDGs (Sustainable Development Goals)について



市による水循環SDGs推進に向けた連携

WOTA BOX
for Shelter
災害用シャワーパッケージ



4

SDGs (Sustainable Development Goals)について



かまくらプラごみゼロ宣言

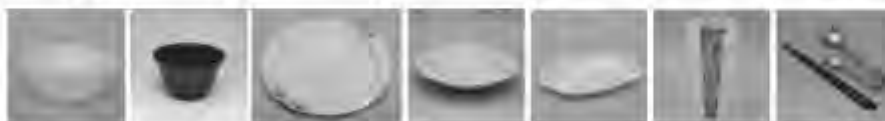
私たちにできることから始めましょう

- マイバックを持って買い物に行こう
- マイボトルを持って出かけよう
- プラスチック製の使い捨て商品は使わない
- 繰り返し使える商品を選ぼう etc...

⇒鎌倉市役所でも、ペットボトルからマイカップ式自動販売機への切替を進めています。

▷リユース食器をご活用ください

お祭り 運動会 親睦会 文化祭 バザー 防災訓練 などで！



⇒リユース食器の利用費に補助金（リユース食器利用費の1/2 ※上限5万円）を交付いたします。

安定したごみ処理体制の確立に取り組んでいます



将来のごみ処理体制についての方針

一般廃棄物処理を取り巻く状況を考慮しつつ、本市における最適なごみ処理体制について改めて検討しました。

- ・日本全体でごみ量が減少している。
- ・ごみを受け入れる民間事業者が増加しており、処理価格も下がってきている。
- ・鎌倉市も、家庭系ごみの有料化や新たな分別の実施等、市民の皆様の協力を得て、ごみ量が減少している。

2029年度の焼却量(試算)

28,980トン → 9,998トン



0

新焼却施設を建設する場合と
建設しない場合を
3つの観点から評価

安定的な
ごみ処理

財政面

環境面

三

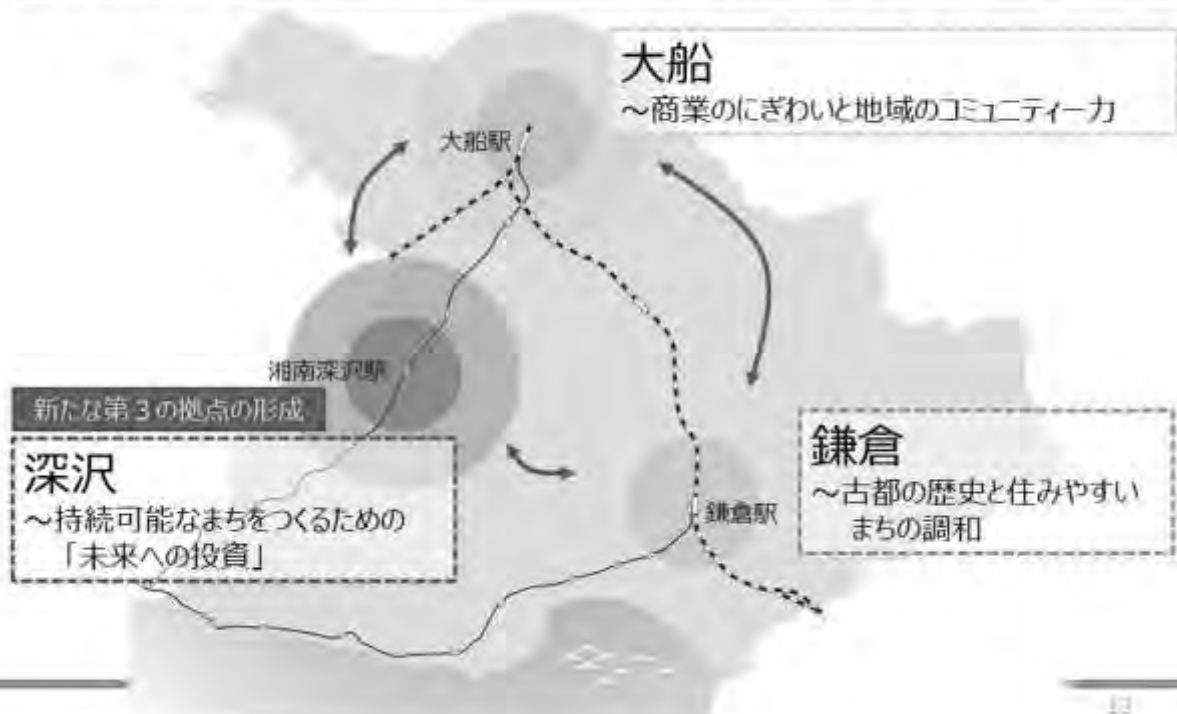
新焼却施設を建設する場合と建設しない場合を 3つの観点から評価

安定的な ごみ処理	・ 焼却施設を建設する場合には安定性が高い ・ 焼却施設を建設せずに民間に委託して処理する場合でも、事業者とバックアップ協定を締結して処理することで、安定的な体制の補完が可能
財政面	・ 焼却施設を建設する場合：約290億円の費用負担 ・ 焼却施設を建設しない場合：約220億円の費用負担
環境面	・ 焼却施設を建設しない場合よりも、建設する場合の方がCO₂発生量が多く、環境負荷が高い

新焼却施設を建設する場合と建設しない場合を 3つの観点から評価した結果

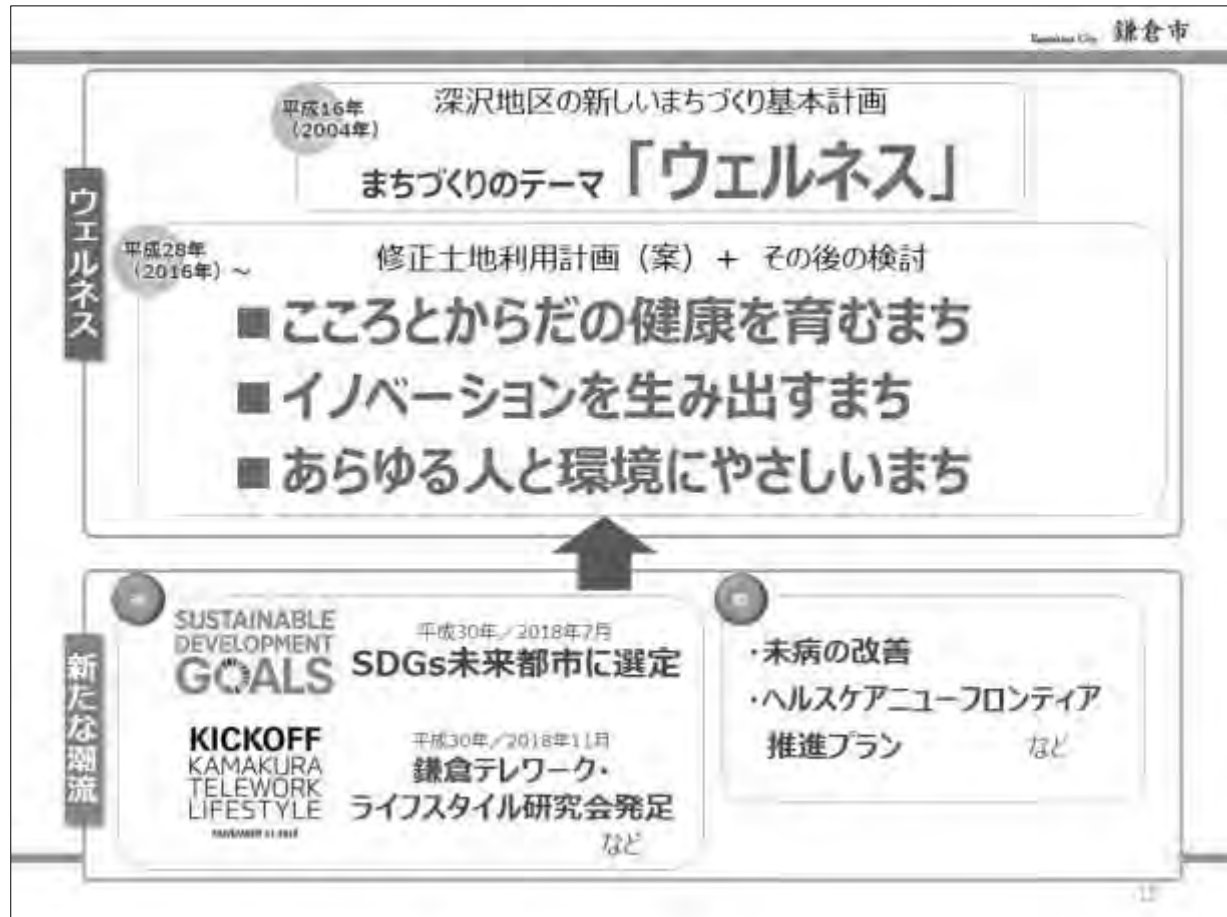
焼却施設を建設せずに
ゼロ・ウェイストを目指して
ごみの減量・資源化を進める方向に
方針転換することとしました。

まちの良さを生かしつつ、新たな活力をつくる



第3の拠点「深沢」のまちづくり【両地区一体の土地区画整理事業】





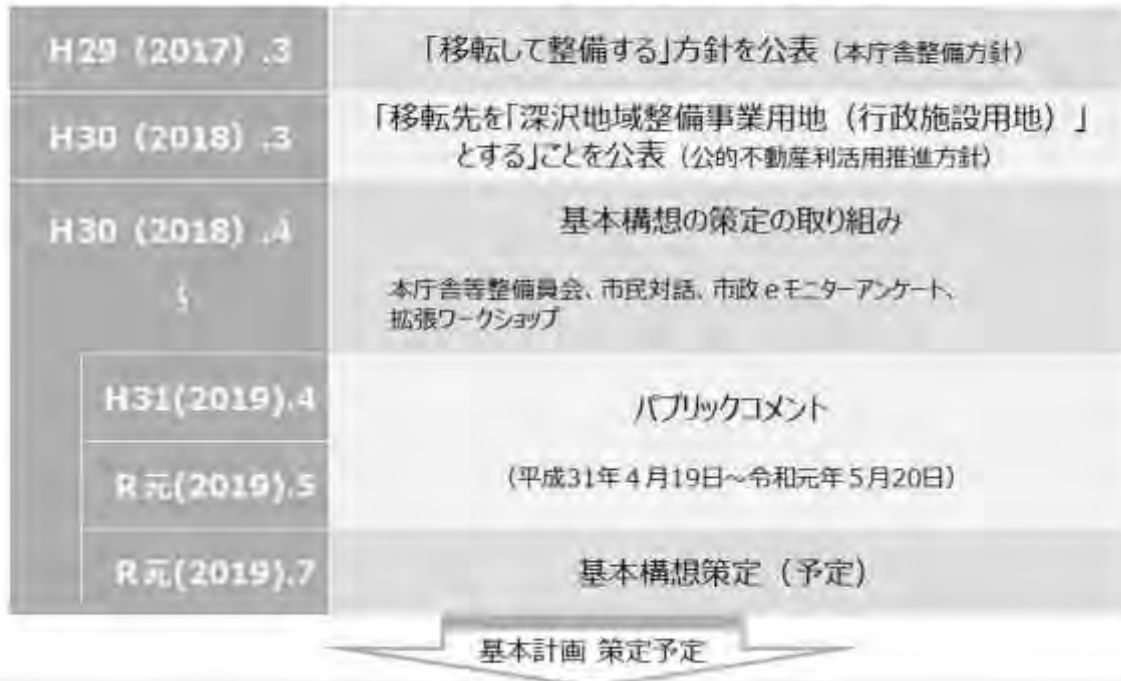
12

鎌倉市本庁舎等整備基本構想 (素案)



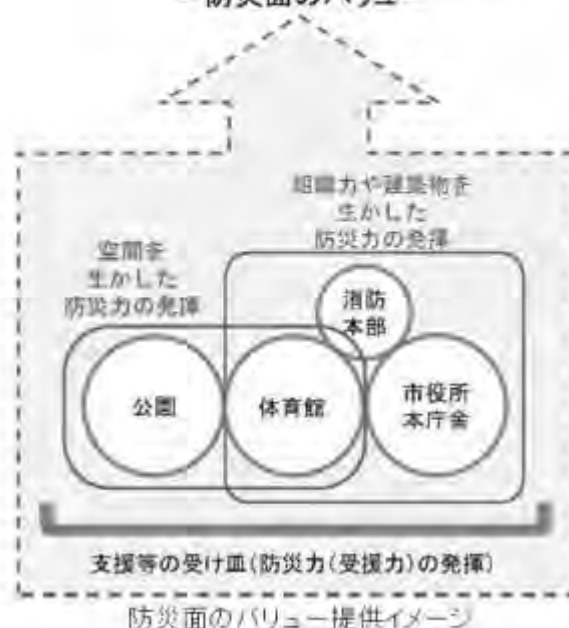
13

基本構想の策定に向けた取り組み



防災拠点としての機能

総合的な防災力を全市に対して発揮
＝防災面のバリュー



本庁舎等整備のスケジュール

(イメージ)

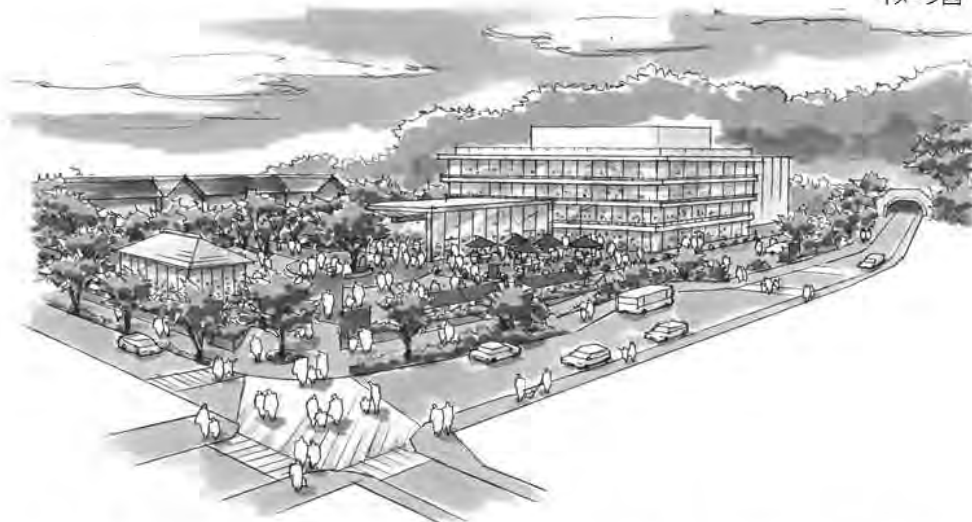
年度	本庁舎整備	深沢のまちづくり	新駅整備
R元(2019)	基本計画 策定作業		概略設計(JR)
R2(2020)			新駅設置 見極め
R3(2021)	基本設計	都市計画 決定手続	
R4(2022)	事業者等募集準備	都市計画決定	JRとの基本協定
R5(2023)	事業者等選定		
R6(2024)	設計・手続		
R7(2025)			
R8(2026)	工事		
R9(2027)			
R10(2028)	開庁予定		

事業手法等により内容が異なるため、関係事業の進捗に併せ、今後、調整していきます。

19

鎌倉市役所（現在地）の将来的な跡地活用

イメージ図



ホール、図書館、現在の鎌倉市役所1階の窓口機能を持つ施設として跡地活用することを、官民連携も含めて検討していきます。

20

共生社会の実現に向けた取り組み

21



自分らしく、生きる。 共に、生きる。

「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。

「すべて国民は、個人として尊重される。」
からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。

私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。

多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、

生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、

人はみな、共に生きられます。目に見えない生きにくさを感じることが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。（条例前文）

地域共生課…内線2496

【これまでの取り組み】

- 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定
- 福祉総合窓口の開設
- 接遇マニュアルの整備と職員研修の実施
- 本庁舎窓口にサインボードを設置

2面に続く

イラスト：NAOMI

22

共生社会の実現に向けたこれらからの取り組み



誰でも楽しめる海水浴場に

身体の不自由な人でも楽しめるよう、由比ガ浜・材木座・腰越の各海水浴場で水陸両用車いすを貸し出します。由比ガ浜には、土・日・祝日に2人の対応要員を配置します（海水浴場開設期間）。

「パートナーシップ制度」を検討

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、性的マイノリティのカップルを自治体が認める「パートナーシップ制度」の実施に向け検討しています。

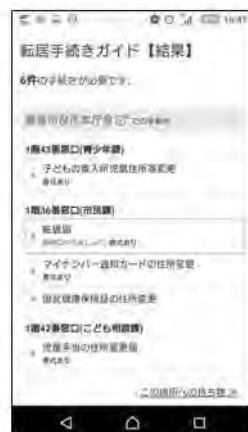
発達支援サポーターが学校に

鎌倉市発達支援サポートシステム推進事業の「サポーター養成講座」を終了した人が、地域の身近な支援者として、市立小・中学校で児童・生徒に生活面や安全面などの介助を行います。

人に寄り添うテクノロジーで、住みやすいまちに



簡単な質問に答えるだけで、手続き内容や必要な書類が分かります。二次元バーコードで書類を作成し、市役所で印刷することもできます。



「受信設定」をしておけば、関心ある情報だけを受け取れます！



鎌倉市
ホームページ



子ども子育て



防災情報



くらしの
手続きガイド



ごみの出し方



受信設定



株式会社ボイスタートと連携して、A Iスピーカーに、同社が開発した高齢者向けのアプリを加えたサービスです。声掛けすることで、簡単に情報を入手できる実証実験を行いました。

自分たちのまちを自分たちの力で ～これからの住民自治～

25

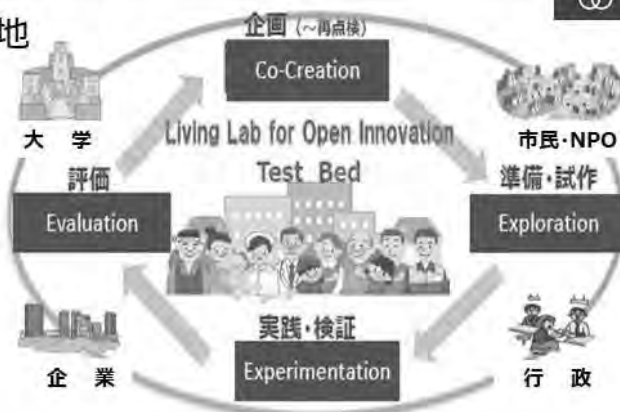
【地域の力で課題を解決】リビング・ラボ



著しい高齢化が進行する郊外の住宅地
における『リビング・ラボ』の取り組み

高齢化率が高いことを地域の強みと捉え、
日本が迎える超高齢社会・長寿社会に必要な
商品やサービスを産官学民連携で生み出す場
を共創。

生活の場をLab（研究の場）として生活
の中から政策・施策を立案。



26

【地域の力で課題を解決】 大平山丸山地区の住環境を保全する ため、地区計画区域を拡大

大平山丸山地区の住民の皆さんによる活動を受け、地区計画区域を拡大する都市計画変更を行いました。

地区計画制度は、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを行う上で有効な手段です。今後とも活用に向けた取り組みを進めていきます。

※地区計画・・・

地区のルールとして、敷地面積の最低限度や壁面線の位置の制限等を定めることで、良好な環境を整備し、保全するための計画のことです。



27

ご清聴ありがとうございました

28

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

＜御成町末広自治会 奴田会長＞

質問が二つある。一つは焼却炉建設中止で、もう一つは市役所移転の話である。

私は本庁舎整備方針策定委員の一人だった。策定委員会は9人おり、市から要請した学識経験者が4人で地元代表が5人であった。その際の議論は、移転するのか、ここに残すのか二者択一だった。当然市が要請した人は賛成であり、私一人が反対していた。他の地元代表の4人は、はっきりとした態度を示さなかった。意見書を市長に提出する際には、この場所に市役所を残さないと市民が不自由すると言った。その結果としてここに窓口を残すということになったのかもしれないが、そうであれば本庁舎はこの場所のまま、移転先として検討している場所を分庁舎にして、防災拠点等にする方が市民は対話に応じると思う。ここは鎌倉市の中心部であり、どこの市でも市役所はJRの駅の近くにある。村岡に駅ができるといっても、藤沢市との境である。反対運動があり頓挫しているようだが、この場所に本庁舎を残して、移転場所を分庁舎にして防災拠点や体育館をつくるのはどうかというのが一つ目である。

二つ目として、私は鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会の委員を9年間やっているが、ごみ焼却場は絶対につくるという委員会の話であった。平成29年に逗子市と協定を結んだ際に、協定を結んだからといって鎌倉市でごみ焼却場をつくるのはやめるということにはならないかと当時の部長に聞いたが、絶対につくるという返事であった。平成30年の11月には久喜市の焼却場の事例が紹介され、ごみ焼却場をつくり廃熱を利用した娯楽施設をつくったということであったが、この事例は鎌倉市にごみ焼却場が出来たときに参考にする資料なのかと聞いたところ、そうだという返事だった。ただ、ごみが減ってきているのでコンパクトな焼却場になるかもしれないがつくるということであった。ところが3月になってごみ焼却場はつくらないということになり、我々の9年間は何だったのかと先の審議会で言ってきたところである。市民全体の意見を取り入れていただきたいが、他の自治町内会長はどのように思われているのか。

鎌倉のごみは鎌倉で処分すべきである。

＜松尾市長＞

長年、委員として御尽力いただき、市としてもごみ焼却施設をつくるという方針で検討を重ね、住民の皆さんとも何度も話し合いさせていただいてきた。まちづくり全体の話として、またどのようにしたら話し合いができるか検討してきたが、地域の皆さんに話し合いに応じていただかず、名越クリーンセンターの焼却停止時期が迫っている中で、いつまでも平行線のままというわけにはいかない。少し視野を広げて約1年間検討を重ねてきたが、ごみ焼却施設ができるという期待を裏切る形になってしまって申し訳なく思っている。鎌倉市のごみ行政を進める中で、持続可能な形を見つけていく手段として、新たな手法にチャレンジをさせていただきたい。失敗するということがないよう、民間事業者に委託できる担保も確認しながら進めていきたい。ぜひ御理解いただきたい。

本庁舎移転については議会でも議論になり、また反対住民の署名も集まり、様々な御意見もいただいた。これまで本庁舎整備方針策定委員会で議論いただき、それとは別に公募の市民等及び無作為抽出された市民に参加していただく市民対話があり、大きく3層構造で議論してきた。その中で

頂いた様々な意見があった中から最終的に私が結論を出し、現在市として深沢に移転するという方針になっている。

＜雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長＞

ごみの問題についてだが、私は減量化推進委員を10年以上やっている。その間、逗子や三浦地区でまとめるなど逃げ場をつくって話し合ってきた。今泉クリーンセンターの期限もわかっていながら、全然事を進めていなかったのは怠慢である。名越クリーンセンターまでこのような状況になっている。環境省からも指導されており、地方公共団体で処理するのは当たり前であり、丸投げはいけない。第1部「鎌倉の目指すまち」の資料11ページに財源の話があるが、こういうずるいやり方はやめていただきたい。お金の問題ではない。市民が出すごみは市で対応しなくてはならない。本来は税金で対応していただきたいが、有料化になってしまった。各自治町内会も先ほどの意見と同様である。

新庁舎の件では、議会を見ていると、よく理解していない議員がいるのではないかと感じる。行政としての優先順位があるはずで、市庁舎の移転が一番ではないと思う。例えば私は土木屋なので、坂ノ下ポンプ場が使えなくなった時に排水を海に流した。ポンプは必ず壊れる。壊れるものは予備を準備しておかなければいけない。そういったことが優先順位の1位か2位かになるはずである。現在の庁舎を耐震構造にして、地下に電気設備があるなら屋上に上げればいい。そういった風になさないで、上手に仕事を運んでいくやり方が納得いかない。町内・自治会会長さんも同じ意見を持っていると思う。

＜松尾市長＞

決して市役所だけを移転したいわけではない。大元の考え方として、公共施設再編とインフラの整備に関する計画がある。御指摘いただいたように下水道や橋、道路などが一気に老朽化してきている中で、早急に手を打っていかなくてはならない最大の課題の一つである。社会インフラで言うと、これまで維持管理に掛けているコストの2.4倍を掛けていかないと、今皆さんが安心して生活しているものが維持できない状況が今後40年間続いていく。現実的に人口も税収も減少していく中で、これまでの2.4倍の費用を社会インフラに掛けることは不可能であるが、住民に直接影響があるものである。しかしどこで財源を工面していくか、我々も答えを持っているわけではない。無責任に聞こえてしまうかもしれないが、公共施設はなんとか工面して統合し、今より財政負担を抑えられる。これは40年間2.8倍費用が掛かるところを、半分に落としていく計画である。市役所、中央図書館、生涯学習センターなど、老朽化で御迷惑をお掛けしているが、これらを集約していくことによって、持続可能なコンパクトな公共施設をつくっていきたい。住民の皆さんが今まで使っていたものがなくならないよう、機能をなるべく複合化して有効活用し、持続可能にしていくことを、市役所だけでなく全体を見据えて着実に進めていきたいと考えている。

＜山王台自治会 岩田会長＞

ごみ問題について、広報かまくらにもはっきり書いてあったが、有料化した際に、収入は袋の制作代、残りは基金として焼却場の建設に充てるとはっきり書いてあった。そのため我々は有料化に

協力した。その基金が現在7億8千万円あるのに焼却場をつくらないとすると、有料化である意味がない。約束違反ではないか。私は議会にも陳情を出し、継続審査になっている。逗子にお願いするということだが、この積み立てた基金はどうするのか。

最近情報公開請求をして逗子市から得た資料があるが、逗子市に鎌倉市のごみを焼却してもらうこととなった場合、名越と同じく老朽化している施設であるため、改修することとなった場合にその費用は鎌倉市が出し、さらに建て替える時の費用も鎌倉市が出すことになっている。更に、逗子の焼却場がやがて使えなくなったら、逗子と葉山のごみを鎌倉に持ってきて積み替え、事業者に出すという中間施設を鎌倉市につくり出すということを広域化の協議会で市長が言っている。

市庁舎移転の問題と同じで、市民が知らない間に裏で話が進んでしまっているのだから、市民は皆不信感を持つ。ごみ処理は極めて重要な問題であり、また自区内処理が原則である。環境省が指針を出し、自分のところで責任を持って処理しなさいと言っているのに、他市に依頼したり、あるいは民間事業者に出したといったような、無責任な事で良いのか。

＜松尾市長＞

鎌倉市が逗子の焼却施設の改修や、新たに施設をつくる際に費用を出すというような約束は一切していないし、一切発言していない。中継施設については、役割として協議している。これは、逗子市で焼却していただく中で、今後、鎌倉市、逗子市、葉山町のごみをどうしていくかの2市1町の話し合いで、仮に自区外に出す流れで一時保管する必要がある場合は、名越クリーンセンター跡地を中継施設として活用していく可能性があることを住民の皆さんにもお話ししている。

また、基金については焼却施設をつくるための基金でなく、鎌倉にごみ処理施設をつくるための基金である。今後、ごみ処理の焼却施設だけではなく、生ごみを減容化する施設やそれ以外のリサイクル施設などをつくることになるかもしれない。そのような目的で、有料化で得た収入をこの基金に積み立てさせていただきたい。当初焼却施設の建設予定があった際には最優先して基金を活用するということだったが、それがなくなった今は、それ以外のごみ処理施設やごみ処理行政に関する費用に使わせていただきたい。

＜雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長＞

話をそらせている。ごみ焼却場をつくるためなら仕方がないと、市民の多くは有料化を了承したと思う。焼却場ではなく類似するものへ使用するなどと、話をそらせてはいけない。

＜松尾市長＞

繰り返しになるが、焼却施設をつくりたいということで進めてきたが、私の責任もありできない。

自区内処理の原則については、以前は国も言ってきた。しかし環境が変わってきている。日本は世界的にみても焼却施設が圧倒的に多い国で、環境的に良くないという現状がある。環境省も、今は自区内処理でなく、より広域で処理していく方針になってきている。日本では多くの焼却場をつくってきたが、ごみの量が減ってきており、炉にも余裕ができています。そこで、老朽化していない施設を有効活用し、余裕がある自治体と連携して処理する方が環境には良いという方向性が出ています。

第 2 部

地域の懸案事項に関する報告

鎌倉東－R 1－1	新たな交通手段の検討について
-----------	----------------

令和元年度ふれあい地域懇談会 第2部 進捗状況報告書

番 号	鎌倉東 - R 1 - 1
テ マ	新たな交通手段の検討について
概 要	ミニバス増発やその他の交通手段の検討状況について報告願いたい。
担 当 部 課	共創計画部 交通政策課

テーマに係る進捗状況について

地域バスの運行については、バス事業者に対して、機会を捉えて運行の拡充等について意見交換を行っており、事業の採算性や運転手の確保が課題になっていることをお伝えしてきたところですが、こうした中で、本市では、現在、新たな移動手段の提供をするため、次世代交通システム導入の可能性について期待されるMaaS※（モビリティ・アズ・ア・サービス）の研究を進めているところです。今後、交通事業者の協力を得ながら交通課題の解決に向けて検討してまいります。

※出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに（途切れなく）一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

添 付 資 料

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① 新たな交通手段の検討について

＜雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長＞

鶴岡八幡宮周辺は渋滞の多い地域である。以前は梶原にバスプールがあり観光バスはそこに停まって鶴岡八幡宮への送迎をしていたが、最近は裏八幡の私営の駐車場にバスを停めるようになり、通行中の車を止めてバスがターンしている。行政指導するか、市でターンテーブルをつくらせ敷地内で回転できるようにするなど、バスの運行を改善させてほしい。公共の道路が安全に通行できないようなことで困る。

＜松尾市長＞

以前は梶原にバスプールがあり、そこからピストン輸送をしていた。しかし土地が開発され使えなくなった。バスプールについては様々検討してきているところであり、深沢の土地が活用できないか、また県と協力して由比ガ浜の地下駐車場に停めていただいてピストン輸送ができないかなど、様々検討している。いただいたお話しを含め引き続き検討していく。

第 3 部

本年度の地域の議題に関する懇談

鎌倉東－R 1－1	河川上部占用の許可状況と河川上部使用制限の必要性について
鎌倉東－R 1－2	「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における一団の土地の解釈について
鎌倉東－R 1－3	防災倉庫の設置場所としての市の管理施設の利用について
鎌倉東－R 1－4	防災用電源BOXの設置要望について

令和元年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東 - R 1 - 1
テーマ	河川上部占用の許可状況と河川上部使用制限の必要性について
内容詳細	段葛西側に位置する水路（御谷川第二雨水幹線）は小町二丁目11番14号先（山中MRビル）から小町一丁目4番16号先（スルガ銀行鎌倉支店前）まで、開渠部分を各店舗が水路に橋を架け占有している。 この部分は、県の歩道も広いため、占有部分に机や椅子等を置き私有地のごとく使用したり、二の鳥居前ではいつの間にか水路上にお店が張り出してきたり、銀行の駐車場として使用されている箇所もある。 また、二の鳥居から小町通りに抜ける部分の水路部分も同様。 今後、益々鎌倉駅からの観光客等の来訪者が増えることを考えると水路上部の使用制限が必要であると考えます。 水路占有部分については、「何も置かない」「通行以外使用しない」「駐車場として使用しない」を守っている占有者のためにも市の指導をお願いしたい。
担当部課	都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等

河川や水路上部の占有については、行為の制限制限等が設けられており、占有手続きを経て許可しています。

しかし、御指摘のように不法占有されている箇所もあり、二の鳥居から小町通りに抜ける水路上の不法占有物については、過去からの文書勧告等を踏まえ、平成30年（2018年）10月に横浜地方裁判所に提訴したところです。

その他の箇所などにつきましては、それぞれの経過や現状を調査し、対応方針を検討した上で、文書勧告等を行うなど退去に向けた取り組みを行ってまいります。

添付資料

① 河川上部占用の許可状況と河川上部使用制限の必要性について

＜御成町末広自治会 奴田会長＞

河川上部の行為制限以前に、鎌倉駅の東口整備の問題がある。自治町内会総連合会総会でも発言したが、生活道路でもあるので、観光客が増えると歩道を広げないと不便で困る。タクシープールは29台停まれるが10台停まっていることはまずないし、1台も停まっていないこともある。あの空間を交渉して、例えば10台分に減らし、残った19台分を歩行空間に使える、観光客の混雑はかなり緩和されるのではないかと思う。そのような質問をしたが、あれはJRであるので市は交渉できないという回答であった。市民の生活を考えると、交渉してダメなら分かるが、交渉すらしないでダメだというのはいかがか。

＜松尾市長＞

担当が市では交渉できないと言ったとしたら申し訳ない。当然、行政も入って一緒に検討しなければならない。

＜御成町末広自治会 奴田会長＞

もう図面はできてしまっているだろう。

＜松尾市長＞

図面をつくるにあたって、市が調整をしてきた。どう歩道を広げられるかが最大のポイントであったので、今の中で広げられるところまでは最大限広げた。しかしバス、タクシープールとも現状の面積を減らしていくということは非常に難しい。凸凹がひどく、オリンピック・パラリンピックも近づいてきているので、まずは表面的にきれいにしていくというところで合意をした。御指摘のような抜本的な改良については、また皆さんと話し合ってその次の取組に向けて話し合いをさせていただきたい。

＜浄明寺町内会 荒井会長＞

鎌倉駅東口駅前広場整備工事のレイアウトの見直しを求める請願書は否決されたということだと思う。このテーマに関しては前々からの問題で、既成事実となってしまう、裁判になっているところもある。小町通りの電線地中化事業が終われば、速やかに撤去するということになっていたが、裁判もなかなか進まない。いまでも肅々とやっていたただいているということで、早く整備をして、水路を歩道にし、二の鳥居に抜ける道が安全であればと思っている。水路占有は昔からの箇所もあるが、ここ10年ほどの場所もある。少しずつ前方に出てきて、両端をコンクリートで固めてしっかりとお店になってしまった場所については、しっかり指導していれば防げたはずである。周りが大丈夫であれば、うちもやろうかということになる。

小町通りの見回りは定期的にやって、歩道上の品物を店内に引っ込めるよう指導していると思うが、同じようにこちらでも巡回をしていただきたい。今後どのように進展したか、次回お聞きしたい。

＜雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長＞

可能であればボックスカルバートを並べて、強気で不法占拠は立ち退かせる勢いでいかないと、なか

なか実現できないと思う。時間をかけていると市の職員も替わってってしまう。

令和元年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東 - R 1 - 2
テーマ	「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における一団の土地の解釈について
内容詳細	最近、上記条例の趣旨を無視し、一団の土地を165㎡以下に分割した宅地開発が目立っている。 例えば、当自治会では442.34㎡の土地を3分割する開発事業があった。300㎡以上500㎡未満の土地では本来1区画は165㎡以上を確保しなければならないが、1区画142.9㎡を残地とし、他の2区画を宅地分譲した。この場合、検査済証発行から2年経過した後でなければ残地（142.9㎡）の宅地開発はできないはずであるが、当初開発した事業者と異なる者が残地を取得したため、市は条例を適用していないと判断した。 このようなミニ開発を許可する市の姿勢は問題であると考えるが、上記の事例を踏まえ、当該条例における「一団の土地」の解釈や市のミニ開発に対する姿勢について伺いたい。
担当部課	都市景観部 都市調整課

議題に対する回答等

本市では、一定規模以上の開発事業について、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」といいます。）第4条第1項で、未利用地で所有者が同一であった土地又は同一敷地であった等一体的利用がなされていた土地（以下「一団の土地」といいます。）において同時に又は引き続いて行う開発事業は一つの開発事業であると規定するとともに、同条第2項で、一団の土地において、先行して実施された開発事業で土地利用を行わなかった土地（以下「残地」といいます。）の土地利用を、先行する開発事業の完了後から2年間制限すると規定しています。この規定により、一団の土地について一体的な土地利用を誘導することで小規模な連鎖開発を抑制し、事業規模に見合った公共施設の整備を促しています。

一方で、憲法で保障される財産権の保護の観点から、同条第3項では、一定の条件を満たす場合に限り、土地利用を認める基準も定めています。具体的には、一団の土地において引き続いて行われる開発事業において、それぞれの開発事業に関する土地所有者、申請者、代理人、工事施行者及び設計者が異なる場合は一の開発事業とみなさないというものです。

残地を売買する場合、土地利用に制約が課せられていることを買主に継承し、開発事業条例第4条第2項の規定を遵守するよう売主に指導しているところですが、土地が転売されるケースが多く、この指導が徹底できないなか、同条第3項の規定を満たしている場合、残地のことを知らされず実際に建物を建築する目的で土地を購入した方々に対し、改めて条例の趣旨について理解を求めることは、非常に困難です。

今回のテーマとして挙げられた内容は、元の一団の土地から2区画を分譲した残りの土地「残地」を購入した方から、建築に係る開発事業条例の手続きの可否について相談を受け、その内容が開発事業条例第4条第3項の条件を満たすものであったことから、やむを得ず手続き不要の回答をしたものの、その後相談者（残地購入者）は購入した土地が「残地」である旨の説明を受けていたことが発覚したため、相談者に対し、市から改めて条例の趣旨について理解を求めた、というものです。

最終的に相談者から理解を得ることができましたが、今回の結果が、都市のインフラ整備と良好な住環境の実現を目的とした都市計画法や本市まちづくり条例の趣旨に寄与したとは言い難いものであったことは誠に遺憾に存じます。

「残地」設定の制限や、規制の強化については、従前からの課題として非常に重く受け止めているところです。

しかしながら、現行法令による規制では、道路幅員の要件を満たさない等の理由から一団の土地全てを一度に利用できないケースが発生することは避けられず、「残地」の発生自体を抑制することは非常に困難です。

さらに、法令等による利用可能な土地に対する規制強化については、財産権の保障と公共の福祉とのバランスが重要であり、慎重に検討する必要があります。

今後も、土地利用の調整、許認可に関する制度について、本市の状況に見合った制度を目指し、条例改正も視野に入れ研究を続けていきます。

添付資料

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（抜粋）
鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（抜粋）

○鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例

(一の開発事業とみなす場合)

第4条 一団の土地（未利用地で所有者が同一であった土地又は同一敷地であった等一体的利用がなされていた土地をいう。）において同時に又は引き続いて行う開発事業及び隣接した土地において同時に又は引き続いて行う別表第1第1項から第6項までに規定する開発事業は、一の開発事業とみなす。

2 前項の規定は、先行する開発事業に引き続いて行う開発事業が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

(1) 先行する開発事業に係る都市計画法第36条第3項の規定による公告の日から2年を経過した後第15条に規定する事前相談報告書の提出（以下この項において「報告書の提出」という。）があったもの

(2) 先行する開発事業が法の規定による開発許可を要しない場合にあっては、第66条第2項の規定による完了検査通知書の交付の日から2年を経過した後報告書の提出があったもの

(3) 先行する開発事業に係る宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第2項の規定による検査済証の交付の日から2年を経過した後報告書の提出があったもの

(4) 先行する開発事業に係る道路が建築基準法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた場合で、当該指定の公告のあった日から2年を経過した後報告書の提出があったもの

(5) 先行する開発事業の目的とするすべての建築物について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から2年を経過した後報告書の提出があったもの

3 同時に行う複数の開発事業相互間等又は先行する開発事業とこれに引き続いて行う開発事業（前項各号のいずれかに該当するものを除く。）とが次に掲げるすべての条件に該当するときは、第1項の規定は適用しない。

(1) それぞれの開発事業に関する土地所有者、申請者又はこれらの代理人並びに工事施行者又は設計者が、規則に定めるすべての条件に該当しないこと。

(2) 一の開発事業において新たに設置された道路等の公共施設を利用することなく、それぞれの開発事業が成り立っていること。

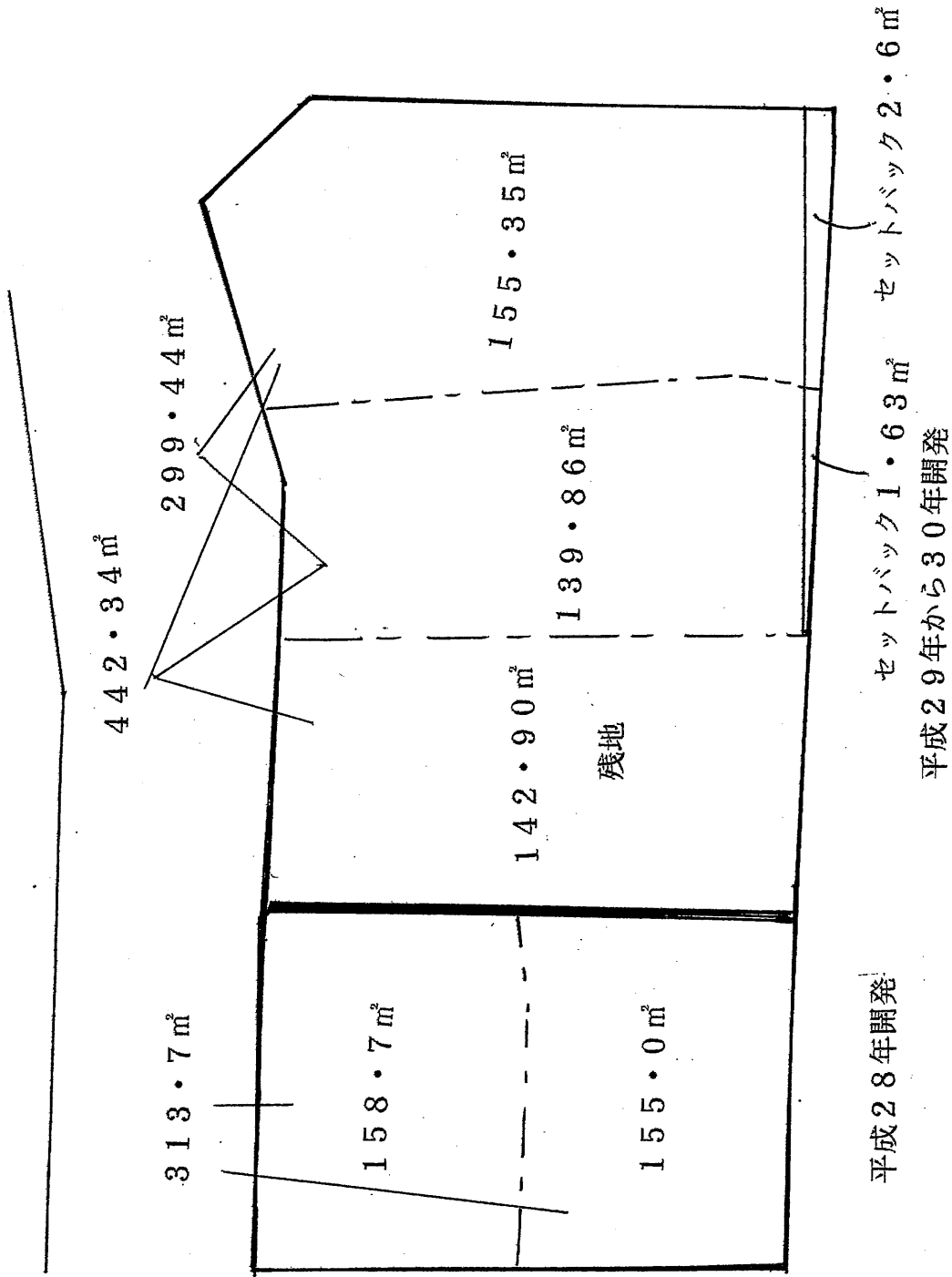
(3) それぞれの開発事業において、独立して造成が行われる等工事に係る具体的な関連性がないこと。

○鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則

(土地所有者、申請者等の条件)

第2条の3 条例第4条第3項第1号の規則で定める条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 一方の開発事業に関する土地所有者、申請者又はこれらの代理人並びに工事施工者又は設計者（法人の場合にあっては、その代表者又は役員を含む。以下「開発事業に関する土地所有者等」という。）が、他方の開発事業に関する土地所有者等であること。
- (2) 一方の開発事業に関する土地所有者等の配偶者又は2親等内の血族が、他方の開発事業に関する土地所有者等であること（それぞれの開発事業に関する土地所有者が、同一人からの相続により当該それぞれの開発事業に係る土地の所有権を取得した者である場合を除く。）。



鎌倉市まちづくり条例⇒300から500 m²未満⇒中規模開発

鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例⇒1区画150 m²以上

大規模開発だと1区画165 m²以上（本来ならここは4区画しかできない土地だった）

② 「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における一団の土地の解釈について

＜山王台自治会 岩田会長＞

（資料配布、説明）

＜西御門自治会 福井会長＞

これからこういう開発は出てくると思う。今回の件は買った人が2年間待つことになったということのようだが、開発業者がなんとか早く開発したいと考え、このような巧みな手を使うような形で来られたら我々はなかなか見抜けない。ありがたい意見である。

令和元年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉東 - R 1 - 3
テーマ	防災倉庫の設置場所としての市の管理施設の利用について
内容詳細	近年の大規模災害に備えて防災用品の整備を行っているが、大型防災倉庫（3～4m ² ）の必要性が出ているが、設置場所がない。備品等の設置場所がなく各家庭に分散して設置しているのが実情であり、すぐに使用できる環境にない。市で管轄している公共の場所（例えば川喜多邸等）に防災倉庫の設置を許可していただくようお願いしたい。
担当部課	防災安全部 総合防災課 共創計画部 文化人権課

議題に対する回答等

自主防災組織が設置する指定防災倉庫については、基準を設けており、設置の条件は、関係者で権原を有する者及びその付近の住民の承諾を得ること。都市公園や道路区域内に倉庫を設置する時は、設置予定場所の施設管理者と十分に打合せの上、施設の機能を損わないよう計画することと定めています。

例えば、都市公園の場合

倉庫の規模は、当該公園の敷地面積の2%以下で、且つ10m²未満の面積とし、公園機能を阻害しない範囲とすること。

道路区域内の場合

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす恐れのない位置であることです。

（総合防災課）

川喜多映画記念館の庭園は、景観重要建造物に指定されている旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）の目前にあり、この庭園を含めた邸宅の佇まいが魅力的な眺望として重要な景観を形成し、来館者の方々に御好評をいただいていると考えております。

このことから、庭園は邸宅と一体に整備・活用しているため、防災倉庫の設置は難しいと考えておりますが、庭園の景観及び施設の機能を損なわない場所であれば、検討したいと考えております。（文化人権課）

添付資料	
------	--

③ 防災倉庫の設置場所としての市の管理施設の利用について

<十二所町内会 角田会長>

泉が谷町内からの議題であるが、防災倉庫の設置場所がないので、各家庭で分担して保管しているということであった。

<西御門自治会 福井会長>

防災倉庫については、我々も設置する場所がなく困っている。市が管理している場所で設置可能な場所があれば情報をいただきたい。現在は1箇所しかなく、本当は2箇所設置したいが実現していない。開発される土地を業者に依頼し、一部倉庫設置場所として確保していただけないかお願いしているが、市が管理している場所での情報があれば教えていただきたい。

<防災安全部 長崎部長>

倉庫検討の際は総合防災課に御相談をいただければ、設置場所などについても情報が限られているものの情報交換ができる。より良い方向にしていきたいので、遠慮なく御相談いただきたい。

令和元年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

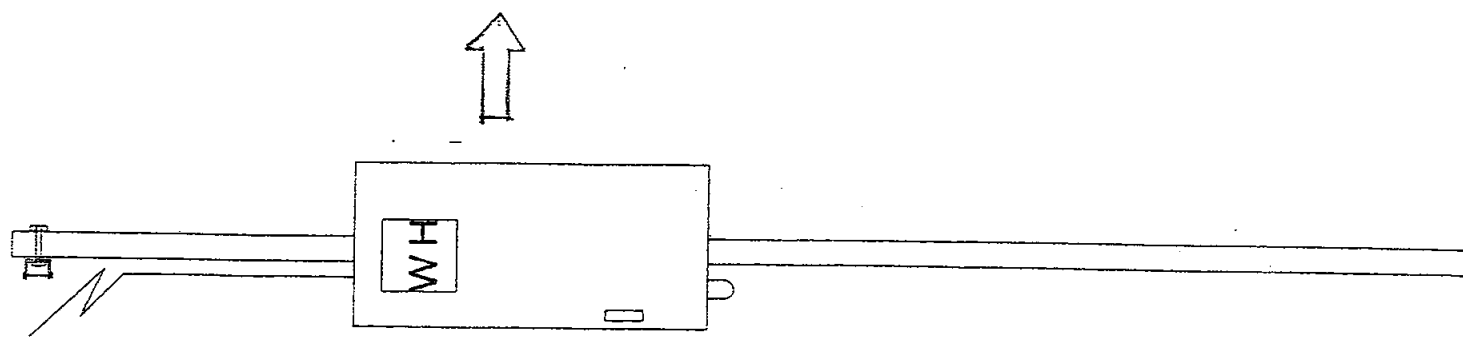
番 号	鎌倉東 - R 1 - 4
テーマ	防災用電源BOXの設置要望について
内容詳細	二階堂フレンドリー広場の炊き出し設備のある場所に多用途で利用できる電源BOXを設置してほしい。 現在、フレンドリー広場で行う防災訓練（浄明寺町内会、大蔵自治会の訓練）時は、青少年会館の2階会議室から電源を取っている。また、訓練以外にも、7町内会合同の盆踊り大会時の電源としても活用したいと考えている。 具体的な仕様は以下のとおり。 1 東京電力より個別に配線し、60A又は70Aで契約。 2 電源BOXは積算メーター、メインブレーカー、個別ブレーカーを20A 2Pコンセントで構成（別添） 3 電源BOXの作成は約10万円、引き込み線工事、約20万円。 4 電気基本料金は60Aで年間約2万円強。電気利用料金は利用者負担。
担当部課	こどもみらい部 青少年課

議題に対する回答等

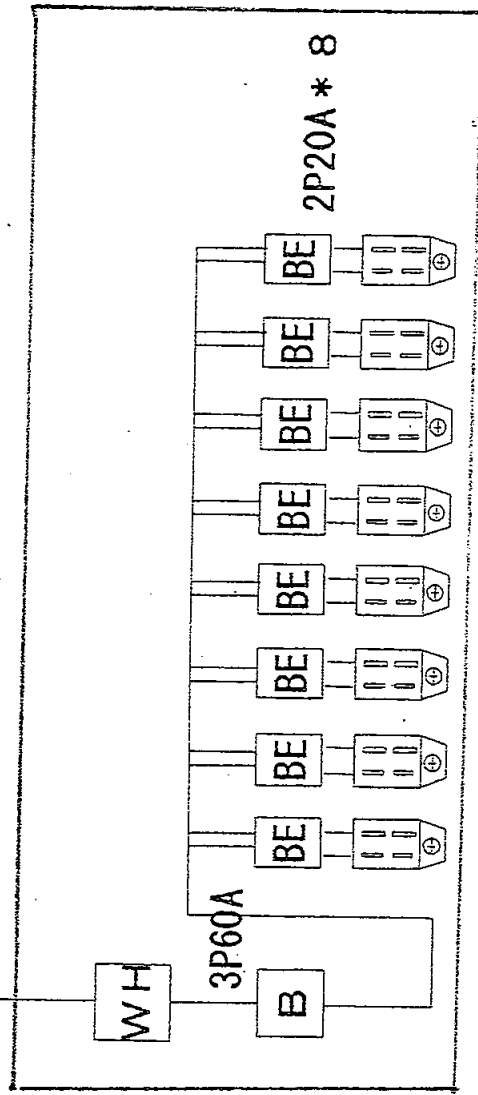
防災訓練、盆踊り等は、地域活動として大切な行事ではありますが、青少年施設に地域行事用として電源設備を別途設置すること、また、設置に伴い発生する毎月の電気料基本料金の負担については、財政状況が厳しい中、残念ながらできかねます。

添付資料

防災用電源BOXの仕様



配電盤回路図



④ 防災用電源BOXの設置要望について

＜十二所町内会 角田会長＞

防災用として、電源ボックスの設置ができないか。プールがあり、炊き出しができるスペースがあるのに、なぜ電源がないのか。広場に例えば車両等が避難した場合、車の中やテント内に電源を引けるような設備が必要ではないか。また、そういうものを管理している部署はどこなのか。

以前に提案した際、会館内の配電盤を全て変えるという回答で、240万円から250万円掛かると言われた。我々が使用する際は仮設電源を引いているが、毎年20万円かかっている。設備をつくっていただき、場所だけ借りられれば、スポーツ振興会などの地域で設備や運用費は出せる。1回使用毎に1,000円徴収するようなやり方でもできるかと思う。防災訓練を行う際は会館2階の会議室から電源を引いており、それもおかしいと感じる。会館の電源を全て変えるということではなく、暫定的にやって常時、街灯だけ点けるようにして配電盤を付けていただき、コンセントを差し込めば使えるような形にしてもらえればと思っている。地域のスポーツ振興会で費用は持てると思う。

＜浄明寺町内会 荒井会長＞

年間2万円くらいの基本料金であれば連合町内会でも対応できると思う。財政状況が厳しいので出来ないという回答だが、これくらいの金額でそういう回答になるのか。大船自治町内会連合会には補助を出していると思う。

＜西御門自治体 福井会長＞

これでは何も市に対して要望できない。本当に財政上の理由か。

＜こどもみらい部 平井部長＞

色々御提案いただいて、工事費、電源ボックス作成費用について担当と話をした。一番ネックになるのが電気料金の基本料金である。基本料金は最大の月の使用料で決まってくるため、お祭りでどれくらいお使いになるかが分からないが、その金額を基本として12カ月分の基本料金が決まってしまうとなると、相当高額になるのではないかと思う。

＜西御門自治会 福井会長＞

どれくらいの額を想定されているのか。

＜こどもみらい部 平井部長＞

今は個別に引いているのか。

＜西御門自治会 福井会長＞

現在は引いていない。防災訓練などをやる際は、発電機を持ってきている。会館の電源からとった際にショートして、会館のブレーカーが落ちたことが1、2回あった。そのため、別の電源形態をつくっていただければ、基本料金も月何万も掛かるわけではない。基本料金はアンペアで決まるので一般家庭と

同じである。

<山王台自治会 岩田会長>

昨年まで青少年会館フェスティバルをしていた。青少年指導員でわたあめの模擬店をしていたが、二階から電源を引いていた。しかし下を自転車が通るので線が外れ電気が切れたりして非常に危ない。下に電源あれば、そのような問題は起こらない。青少年会館フェスティバルは、青少年会館が放課後かまくらっ子の場所になるので今年度は中止になったが、電源があった方がよいと思う。

<十二所町内会 角田会長>

神社もそのようにしている。以前は2日間ほどのために毎回申請し、仮設で20万円くらいかけて電源を引いていた。それを、メーター付の配電盤をつくって、家庭と同じように料金を払うようにしたので、契約さえできれば運用できるのではないかな。

コンセントを差すだけで良ければ誰でも使える。管理する部署だけ、市で明確にしてほしい。一回当たり1,000円でも徴収すればペイできるのではないかな。ぜひ検討をしていただきたい。

<松尾市長>

御意見を伺い、御事情も分かったので継続して話し合いし、どうできるかという視点で検討していく。

《後日対応 こどもみらい部 青少年課》

できるだけ早期に、電源ボックス設置ができるよう、課題の整理等を行いながら、検討していきます。

【その他】

＜御成町末広自治会 奴田会長＞

先日、交通政策課職員が来て、駅前広場にカメラを付けるという話であった。我々は防犯カメラを付けてほしいと要望していたが、防犯カメラではなく交通量を調べるためのカメラであるということであった。防犯カメラは交通量を調べる資料にもなると思う。何年も前から要望しているが、防犯カメラについて、補助金は出すが、全額市では負担できないということであった。

もう一点、ロードプライシングについて、自治町内会総連合会総会で9箇所データをとりと言っていたが、とりあえず2、3箇所ですtartするということがあった。そんな中途半端なことによいのか。

＜共創計画部 比留間部長＞

カメラの相談というのは、国が行っているエリア観光渋滞対策の一環で車とともに人の動きや混雑状況を把握、発信し混雑改善に役立てられないかという検討を行っているものである。費用対効果や何に注力すべきか、現在国と協議しており、担当が伺ったのはカメラを設置するにあたり事前に打診したのだと思う。それを防犯カメラとして利用できるかどうかについては、改めて確認し、会長にお伝えするようにする。

ロードプライシングについては法整備の問題や、課金の根拠、技術的な部分を検討しているところである。2、3箇所だけ設置して実験するということは考えていない。やるとすればある程度の数を設置しなければならないと思っている。

ただ、技術的にナンバーを読み取ったり、課金できるのかを確認するために2、3箇所を実験をするということは可能性として考えられる。ロードプライシング全体を行うのに、2箇所だけで行うということはない。今後丁寧に説明していくのでよろしくお願いしたい。

＜後日対応 共創計画部 交通政策課＞

設置したカメラは、混雑状況を広く周知することが目的であることから、防犯カメラの機能を同時に持たせることはできません。

＜山王台自治会 岩田会長＞

深沢の事業用地に関して、パブリックコメント等を通じて様々な事実が明らかになった。例えば、柏尾川の洪水の問題、土壌汚染があった土地であることも分かった。水銀や鉛、六価クロムなどが出てきて、土壌を改良したということを市は言っているが本当に安全なのか。土壌汚染の資料を市に情報公開請求しているが、段ボール2箱分以上あるそうで、私はあの土地の安全に不安がある。

ごみの問題と本庁舎移転の問題を解決するには、深沢に焼却場をつくるのが最善だと私は思っている。コンパクトで小さい焼却場でよい。そうすればごみを逗子に持って行く必要はないし、市庁舎はこの場所で補強・維持できるので、2つの問題を一気に解決できると思う。

＜松尾市長＞

御提案として受け止める。その可能性は我々も検討してきたし、両方を一度に行う方が御理解を得ら

れやすいと思っていた。しかし深沢の進捗と、焼却場の検討時期が全く合わずに断念した。検討と言うことは出来ないが、御提案として受け止める。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

本日市役所に来たところ、自転車置き場が変わっていた。そういう費用を有効に使っていただきたい。なぜ、あのような駐輪場の形式にして、有料化したのか。

<松尾市長>

市役所は公共の場所であるので、公平に皆さんに使っていただけるよう用意しているものであり、私用の利用は制限しなければならない。土、日曜日は観光客が停めているなどの指摘もいただいていた。もちろん来庁者は無料であるし、NPOセンター利用の方も調整しているところである。お金を取りたくてやっているということではなく、公平に利用していただけるようにしたものである。

<大蔵自治会 福原会長>

岩田さんの御提案が非常に良いと思った。SDGs の考え方に合っているし、鎌倉市はSDGs 未来都市に指定されている。財政上の健全化を第一の目標に掲げないとならないのではないかと。今後10年、20年を展望する中で、2040年には人口が23.2パーセント減少すると言われており、税収が現在仮に600億円あるとして、単純に23パーセント下がるとすれば500億になってしまうにもかかわらず、社会インフラの維持、整備に掛かる費用は40億円から97億円に増えてしまう。資金計画の展望を10年、15年先まで見通していかないと、市民は安心し、納得できる状況にはならないと感じる。

税収のマイナスとインフラ整備に掛かる膨大なお金をどう絞り込んでいくかが、鎌倉市の大きなテーマになるのではないかと。色々やりたい気持ちも分かるが、なんとか絞って、市の経費も大ナタをふるっていただければこの町は持続可能になるのではないかと。

<鎌倉ハイランド自治会 阿部会長>

交通政策について、私はバス通り付近に住んでおり、以前はバス通りが渋滞し家の前を迂回していく車が非常に多かった。しかし最近は高齢化、車離れに伴い、そういうことはなくなった。ロードプライシングのような大掛かりな事はもう検討しなくてもよいのではないかと。

<共創計画部 比留間部長>

最近若い人の車離れもあり、また車を使用しない人も増え、台数が減ってきたのではないかとされている。毎年同じ日に車の台数を数えているが、でっぱり引っ込みはあるが、大幅に台数は減っていない。観光地の渋滞対策として国と一緒に検討をする中でデータをとっており、台数でなく運行速度を図っているが、圧倒的に鎌倉地域は遅い。県内の他の地方公共団体は休みの日の方が空いており速く走れるが、鎌倉は休みの日の方が速度が遅く、混雑、渋滞箇所が多い。全体の道路に占める幹線道路の渋滞の割合が非常に高い。緊急車両の到達速度が非常に遅くなっているという点もある。これは市民生活に与える影響が大きいのではないかとということで、現時点でも課題は大きいと捉えている。データを取りな

がら研究しているので、今後も色々な場面でお知らせしていきたい。

付 録

当日配布資料

鎌倉市市政e-モニター登録のご案内

あ

な

た

の

意

見

が

素

敵

市政e-モニターに
登録してあなたの声で
もっと鎌倉を素敵に
一緒に変えませんか。
まずは、登録から。



鎌倉市・市政 e-モニター 登録のご案内

詳しくは裏面をご覧ください。→

市政e-モニター 制度とは。
アンケートにお答えいただき、その結果や
ご意見を、市政に反映していきます。

どんなコトを実際に行うのか。

- ① インターネットですimpleアンケートに答えていただきます。
※ 2か月に1回程度、約10問です。
- ② あなたの意見をメールでお聞かせください。
※ お時間の空いたとき、いつでも市政参加ができます。
- ③ 市長との懇談会を開催します。
※ 不定期の開催ですが、参加は自由です。

参加対象は。

16歳以上で鎌倉市内在住か在勤・在学の方。
(本市職員、市議会議員は登録できません)

登録方法は。

下記の URL.QR コードから「市政 e-モニター登録」へお進みください。



PCからは

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kouchou/emoni3.html>

検索キーワード



スマホからは



お問い合わせ / 鎌倉市役所 共創計画部 広報広聴課

TEL 0467-61-3871